

(平成24年5月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から2年3月までの期間及び同年12月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年9月から2年3月まで
② 平成2年12月から3年3月まで

私は、30歳の時、勤務していた会社を退職後、A町からB町（現在は、C市）に異動し、自身で会社を設立した。

B町役場において、総務課の男性職員から、「町の指名願に参加するなら国民年金保険料を納めて下さい。」と言われたため、異動後の昭和61年4月から妻が銀行で間違いなく納付していたので、申立期間の国民年金保険料について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、7か月及び4か月といずれも短期間である上、オンライン記録によると、申立人は、B町に転入後の国民年金保険料について、申立期間を除き、全て納付済みであることが確認できる。

また、申立人は、申立期間前後の国民年金保険料を現年度納付しており、申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人が自身で会社を設立する前に勤務していた会社の事業主は、「申立人から、『B町に転居してからは国民年金保険料をきちんと支払っている。』と聞いてうれしかったことを覚えている。」と供述している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年3月までの期間及び同年12月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年1月から同年3月まで
② 平成2年12月から3年3月まで

申立期間当時は夫が自営業をしており、A町役場において、総務課の男性職員から、「町の指名願に参加するなら国民年金保険料を納めて下さい。」と言われたため、共済組合員資格喪失後の昭和62年12月から国民年金保険料を間違いなく納付していたので、申立期間の国民年金保険料について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月及び4か月といずれも短期間である上、オンライン記録によると、申立人は、共済組合員資格喪失後の昭和62年12月以降の国民年金保険料について、申立期間を除き、全て納付済みであることが確認できる。

また、申立人は、申立期間前後の国民年金保険料を現年度納付しており、申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年9月1日から63年8月1日まで
② 平成元年12月21日から2年1月1日まで

私は、昭和62年9月、A社に就職し、平成元年12月末日まで勤務した。

申立期間①について、私の保管する給料支払明細書に記載された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が符合しないので、記録を訂正してほしい。

また、申立期間②について、資格喪失日が平成元年12月21日とされているが、同年12月末日まで有給休暇を取得したと記憶しており、同年12月分の支給明細書によると、厚生年金保険料が給与から控除されているので、資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する給料支払明細書から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得

ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、申立人が所持する支給明細書から、A社では毎月の厚生年金保険料を当月分の給料から控除していたと推認できるところ、平成元年12月分支給明細書には、厚生年金保険料が控除されている旨の記載が確認できる。

しかしながら、雇用保険被保険者記録によると、申立人のA社における離職日は平成元年12月20日となっており、当該記録は厚生年金保険加入記録と符合している。

また、A社の就業規則によると、「賃金の計算期間は、前月21日より当月20日までとする。」と規定されていることを踏まえると、申立人が所持する平成元年12月分の支給明細書は、同年11月21日から同年12月20日までの期間に係るものであると考えられるところ、申立人は、2年1月分の支給明細書を所持していない旨供述している。

これらのことから、申立人は、申立期間②において、A社における勤務実態があったとは考え難い。

一方、厚生年金保険法第19条第1項において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第14条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、平成元年12月21日であり、同年12月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 62 年 5 月頃、転居に伴い、A 区役所で国民年金の加入手続を行い、過去の国民年金保険料の未納分を何回かに分けて納付したと記憶している。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 2 年 2 月に払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、同記号番号が払い出された時点において、申立人は、申立期間の一部（昭和 60 年 1 月から 62 年 12 月までの期間）の保険料については時効により納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、保険料を遡って納付した記憶があるとしているところ、A 区役所が保管する被保険者名簿及び国民年金収納状況一覧表によると、申立期間の国民年金保険料の納付記録は見当たらず、平成元年 10 月から 2 年 1 月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。